

感染リスク低減に向けた学校運営のガイドライン(Ver.5.1)

～「丹波篠山市立学校の新しい生活様式」～

丹波篠山市教育委員会

感染症対策のポイントは、「感染源を絶つこと」「感染経路を絶つこと」「抵抗力を高めること」であることを踏まえ、今後の学校運営についても、感染リスク低減に向けて、以下の点に留意して取り組むこととします。また、学校外における行動についても、児童生徒等が自ら感染症対策ができるよう、学校において指導願います。なお、この基準については令和3年11月時点の最新の知見に基づき作成したのですが、今後新たな情報や知見が得られた場合には随時見直しを行うものであることを申し添えます。

(1) 一人一人の基本的な感染対策について

新型コロナウイルス感染症と共に生きていく社会を前提とした場合、新規感染者数が限定的となった地域であっても、再度感染が拡大する可能性があることから、引き続き、**感染防止の3つの基本**：①**身体的距離の確保** ②**マスクの適切な着用**（身体的距離が十分にとれない場合はマスクを着用する。ただし、十分な身体的距離が確保できる場合や、熱中症などの健康被害が発生するおそれがある〔気温・湿度や暑さ指数(WBGT)が高い〕と判断した場合はマスクを外すよう指導する。

しかしながら、感染の拡大状況に応じて、例えばマスクを着用しないで行う感染リスクの高い活動を一時的に制限するなど、児童生徒の発達段階に合わせた柔軟な対応を行うこと。

また、熱中症対策として、こまめな水分補給を行う 別紙3参照)

③手洗い を指導する。

※これらの取組は、児童生徒等のみならず、教職員や、学校に出入りする関係者の間でも徹底されるようにすること。

口人との間隔は、可能な限り（1m以上）空ける。

口せきエチケット

口手洗い（基本は流水と石けんでの手洗い。清潔なハンカチ・ティッシュ持参）

口体調管理（十分な睡眠・適度な運動・バランスの取れた食事）

(2) 学校生活を送るための集団感染対策について

学校生活においては、休み時間や登下校など教職員の目が届かない所での児童生徒等の行動が大きな感染リスクとなることから、児童生徒等が本感染症を正しく理解し、感染リスクを自ら判断し、**感染対策について児童生徒自ら留意するとともに**、これを避ける行動をとることができるよう、指導を行うこと。

口手洗い（基本は流水と石けんでの手洗い。清潔なハンカチ・ティッシュの持参）※再掲

新型コロナウイルスの感染経路として
飛沫感染のほか、**接触感染**に注意が必要です。
人は、“無意識に”顔を触っています!



正しい手の洗い方

手洗いの前に
・爪は短く切っておきましょう
・時計や指輪は外しておきましょう



石けんで洗い終わったら、十分に水で流し、清潔なタオルやペーパータオルでよく拭き取って乾かします。

□ 普段の清掃・消毒のポイント

- 床…特別な消毒作業は不要。通常の清掃活動の範囲で対応。
- 机、椅子…特別な消毒作業は不要。必要に応じて家庭用洗剤等を用いて拭き掃除。
- 大勢がよく手を触れる箇所（ドアノブ、手すり、スイッチなど）…1日に1回程度、消毒作業を行う。清掃活動において家庭用洗剤等を用いた拭き掃除で代替可能。なお、児童生徒の手洗いが適切に行われている場合には、これらの作業を省略することも可能。
- トイレや洗面所（手洗い場）…特別な消毒作業は不要。家庭用洗剤等を用いて通常の清掃活動の範囲で対応。
- 器具、用具や清掃道具などの共用物…使用の都度の消毒は不要。使用前後に手洗いを行うよう指導。

□ 感染者が発生した場合の消毒について

学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～(2021.11.22 Ver.7) P30～31 参照

□ 換気（適切な方法で。換気の時間帯：授業中、休み時間、放課後 など ※エアコン使用時も換気が必要）

- 冬季においては空気が乾燥し、飛沫が飛びやすくなることや、季節性インフルエンザが流行する時期でもあることから、寒い環境においても、可能な限り常時換気に努めること。「密閉」回避（換気の徹底）については、学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～(2021.11.22 Ver.7) P34～36 参照

□ 「3密」（密集・密接・密閉）を避ける。

- 3つの密が重ならない場合でも、リスクを低減するため、できる限りそれぞれの密を避けることが望ましい。（ゼロ密）
- 政府の分析結果から、学校においては、「3密」と「大声」に注意することが必要。
- 座席配置については、座席の間隔に一律にこだわるのではなく、頻繁な換気と組み合わせるなど柔軟に対応。



(3) 学校生活の各場面別の感染対策について

【登校にあたって】

□ 毎朝の検温及び風邪症状の確認（健康観察カード等の提出 など）

□ 欠席（登校できない）児童生徒への対応（健康面等の確認、可能な範囲で同居家族の健康面等の確認、学習面の指示 など）

※ 発熱症状等がある場合の登校の判断及び、教職員の感染症対策について（別紙1参照）

【登下校の方法】

□ 徒 歩…児童生徒等同士で登校する場合、向かい合わせにならず、十分な距離を保つ。

（身体的距離が十分にとれない状況で、十分な呼吸ができなくなるリスクや熱中症になるリスクがない場合にはマスクを着用する。ただし、十分な身体的距離が確保できる場合はマスクの着用は不要。熱中症などの健康被害が発生するおそれがある〔気温・湿度や暑さ指数(WBGT)が高い〕と判断した場合はマスクを外すよう指導する。小学生など、自分でマスクを外してよいかどうか判断が難しい年齢の児童へは、気温・湿度や暑さ指数(WBGT)が高い日に屋外でマ

- マスクを外すよう、積極的に声をかけるなどの指導を行う。その際、人と十分な距離を確保し、会話を控えることについても指導する。）
- ※集団登下校…密接とならないように指導する。特に、通学に不慣れな小学校第1学年の安全には十分注意する。（保護者・PTA、地域住民、関係機関等との連携が必要。）
 - ※校門や玄関口での密集を避ける。
 - 自転車…十分な距離を保つ。（身体的距離が十分にとれない状況で、十分な呼吸ができなくなるリスクや熱中症になるリスクがない場合にはマスクを着用する。ただし、十分な身体的距離が確保できる場合はマスクの着用は不要。熱中症などの健康被害が発生するおそれがある〔気温・湿度や暑さ指数(WBGT)が高い〕と判断した場合はマスクを外すよう指導する。
 - スクールバス…3つの条件（換気の悪い密閉空間、人が密集、近距離での会話や発声 など）が重ならないようにする。
 - 公共交通機関…利用する児童生徒には、以下の点について指導する。
 - ・マスクを着用する。
 - ・降車後（学校到着後及び帰宅後）は速やかに手洗いを行う
 - ・顔をできるだけ触らない（触ったら顔を洗う）
 - ・可能な限り会話を控える
 - ・乗客が少ない時間帯に利用する など

【清掃・消毒作業】

- 清掃活動…共同作業を行うことが多く、また、共用の用具等を用いるため、換気のよい状況で、マスクをした上で行うようにする。ただし、清掃場所によって、熱中症などの健康被害が発生するおそれがある〔気温・湿度や暑さ指数(WBGT)が高い〕と判断した場合は、マスクを外すよう指導する。
清掃が終わった後は、必ず石けんを使用して手洗いを行うよう指導する。
- 消毒作業…大勢がよく手を触れる箇所（ドアノブ、手すり、スイッチなど）は、1日に1回程度、消毒作業を行う。清掃活動において家庭用洗剤等を用いた拭き掃除で代替可能。なお、児童生徒の手洗いが適切に行われている場合には、これらの作業を省略することも可能。※再掲

各教科等の指導

- 「3密」を避ける取組の工夫に加え、適切な感染症対策を講じた上で、可能な範囲で実施する。なお、実施に当たっては、以下の点に留意すること。
 - ・できるだけ個人の教材教具を使用させ、児童生徒同士の貸し借りはさせないこと。
 - ・器具や用具を共用で使用する場合は、使用前後の手洗いを行わせること。
- 全教科…身に付けさせたい力を基に、学習内容の配列を変更したり、系統性のある単元を同時期に連続して実施したりするなど工夫する。
- 体育科、保健体育科…体育の授業におけるマスクの着用については必要ないが、身体的距離が十分にとれない状況で、十分な呼吸ができなくなるリスクや熱中症になるリスクがない場合にはマスクを着用する。体育の授業における感染リスクを避けるためには、児童生徒の間隔を十分確保するなど、事務連絡（「学校の体育の授業におけるマスク着用の必要性について」（令和2年5月21日））を踏まえた取扱いとする。また、今年度についても、児童生徒の健康と安全を第一に考え、若い世代への感染の広がり、密集・密接の場面を避けるなどの水泳授業における様々な感染リスクへの対策を講じることが困難である状況を踏まえ、水泳授業の実施は中止とする。（「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～(2021.11.22Ver.7)」のP52、別添資料3、「学校の水泳授業における感染症対策について（令和3年4月9日付け事務連絡）」）参考

- 体育の授業に関し、医療的ケア児及び基礎疾患児の場合や、保護者から感染の不安により授業への参加を控えたい旨の相談があった場合等は、授業への参加を強制せずに、児童生徒や保護者の意向を尊重すること。また、体育の授業は、感染者が発生していない学校であっても、児童生徒や教職員の生活圏（通学圏や、発達段階に応じた日常的な行動範囲等）におけるまん延状況を踏まえて、授業の中止を判断すること。
- 特別支援学級（学校）の自立活動…教師と児童生徒や児童生徒同士が接触するなど、感染リスクが高い学習活動も考えられる。個別の指導計画に基づく自立活動の一つ一つの具体的な指導内容について、実施の要否や代替できる指導内容について検討するなどの見直し等を行い、適切な配慮を行った上で実施すること。
- ※ 医療的ケア児や基礎疾患児への対応…児童生徒と接する機会がある教職員については、自身の発熱等の風邪症状の確認を徹底し、感染リスクの高い場所に行く機会を減らすこと。
- 合唱をする際には、マスクを原則着用することとし、合唱している児童生徒同士や指導者等、聴いている児童生徒等との間隔は、マスクを着用している場合であっても、前後方向及び左右方向ともできるだけ2m（最低1m）空け、立っている児童生徒と座っている児童生徒が混在しないようにするなど、別添資料 17 「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校において合唱等を行う場面での新型コロナウイルス感染症対策の徹底について（通知）」（令和2年12月10日）を踏まえて行うこと。
- 各教科における、「感染症対策を講じてもなお感染のリスクが高い学習活動」については、学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～(2021.11.22Ver.7)のP50～52を参考に、地域の感染状況（レベル3～1）に応じた取組とする。

学校行事に関すること

- 開催時期、場所、時間、開催方法等について十分に配慮すること。（別紙2参照）

給食等の食事をとる場面での指導に関すること

（共通）

- 食事の前の手洗いを徹底する。（清潔なハンカチ等で拭き取る。）

- **スプーンを持参する。**

（配膳）

- 配膳時のマスク着用を徹底する。
- 給食当番（配膳係）以外の児童生徒は、他の人のトレーを触らないようにする。
- 配膳は、できるかぎり一回で終え、おかわりが発生する場合の配食は、教師が行う。

（喫食）

- 机を向かい合わせにせず、**大声での会話を控える等、飛沫を飛ばさないような席の配置や、距離がとれなければ会話を控える、食事後の歓談時には必ずマスクを着用するなどの工夫**をする。
- 給食後等に、学校で歯磨きや洗口を行う場合は、児童生徒等がお互いに距離を確保し、間隔を空けて換気の良い環境で行うよう指導するなど、感染のリスクに配慮する。

正しいマスクの着用



部活動に関すること

活動中は、必ず部活動顧問や部活動指導員が直接指導する。直接指導ができない場合は活動しない。また、部活動顧問や部活動指導員等は、活動に参加する生徒の健康状態の把握に努め、引き続き、以下の事項について、安全確保に向けて取り組むこと。

- 活動時間

(平日) 2時間程度とする。週1日以上のノー部活デーを設定し、休養日とする。
早朝練習については、各校の実態に応じて判断する。(生徒の過度な負担にならないようにする。)

(休日) 3時間程度とする。(準備・後片付けを含む)

休日(土日)のいずれか1日以上は休養日とする。

体調のすぐれない者は、活動に参加する前に、必ず顧問または部活動指導員等に報告する。

※バス通学生がいる学校は、登下校のバスの時間を考慮し、適切な活動時間を設定すること。

□活動場所…**県外での活動及び合宿(県内を含む)は、実施地域の感染状況、受入先の意向、参加人数、移動方法など実施可能であることを十分確認のうえ、感染防止対策を徹底する。**

※大会やコンクール等の参加に当たっては、学校として主催団体とともに責任をもって、生徒及び教師等の感染拡大を防止するための対策を講じること。また、練習試合や合同練習等の企画・実施に当たっても、地域の感染状況等を踏まえ、部活動を担当する教師のみで行うのではなく、学校として責任をもって、大会等への参加時と同様の対策を講じること。

※兵庫県はもとより全国的な感染拡大の状況、生活全般にわたる人の流れを抑制する対策の取扱い等を踏まえ、活動内容や活動エリア、学校が独自に行う他校との練習試合や合宿等を一時的に制限する。

また、部活動終了後に、生徒同士で食事することを控えるよう特に指導を徹底する。(「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～(2021.11.22 Ver.7)」の別添資料18「緊急事態宣言下における学生・生徒が行う部活動について」参照)

□十分な準備運動(過度な運動を避け、生徒の怪我防止に留意する。)

□活動メニューの工夫

(密集する活動、近距離で組み合ったり接触したりする活動、向かい合って発声・吹奏したりする活動は、距離を取って行うことができる活動に替えるなど工夫する。)

□熱中症対策(こまめな水分補給・塩分補給、適切な休憩、帽子・冷感タオルなどの使用)

※別紙3、「いきいき運動部活動(4訂版)」P8【熱中症予防のための指導のポイント】参照

□部室等の利用制限(学年別、時間差で短時間の利用とするなど工夫する。)

□同じ部活動に所属する生徒等が食事する際なども含め、部活動の内外を問わず感染症対策を徹底する。

□休憩時・活動終了後の手洗い(基本は、流水と石けんでの手洗い。清潔なハンカチ・ティッシュ持参)※再掲

□緊急時の対応(緊急連絡先等を確認しておく。)

以上のほか、学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～(2021.11.22 Ver.7)の別添資料15「運動部活動に参加する学生等の集団における新型コロナウイルス感染症対策の徹底について(通知)」を参照すること。

(別紙 1)

【登校の判断】

○児童生徒等に発熱症状が見られる場合の対応

発熱等の風邪の症状がみられる児童生徒等については、自宅で休養させることを徹底する。症状に改善が見られない場合や症状が継続する場合には、速やかにかかりつけ医を受診させる。教職員についても同様の対応とする。

○重症化のリスクの高い児童生徒等への対応

医療的ケアを必要とする児童生徒等（以下、「医療的ケア児」という。）の中には、呼吸の障害がある者もあり、重症化リスクが高い者も含まれていることから、医療的ケア児が在籍する学校においては、主治医の見解を保護者に確認の上、個別に登校の判断を行う。また、医療的ケア児が在籍する学校においては、学校での受入れ体制も含め、学校医等に相談し、十分に配慮する。（「医療的ケアを必要とする幼児児童生徒が在籍する学校における留意事項について（令和2年6月19日付け事務連絡）」）参考

また、基礎疾患等があることにより重症化するリスクが高い児童生徒等（以下、「基礎疾患児」という。）についても、主治医の見解を保護者に確認の上、登校の判断を行うこと。

※これらにより、出欠の扱いについては、以下1～4の通りとする。

1 出席停止の措置を取るべき場合

児童生徒等の感染が判明した場合又は児童生徒等が感染者の濃厚接触者に特定された場合には、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第19条の規定に基づく出席停止の措置を取る。

2 発熱や普段より強い咳、息苦しさ、強いだるさ等の風邪の症状がみられる場合

同条に基づく出席停止の措置を取る。また、感染がまん延している地域（レベル2や3の感染状況の段階である地域）においては、同居の家族に発熱等の風邪の症状がみられるときにも、出席停止の措置を取る。

3 医療的ケア児や基礎疾患児の場合は、主治医等の見解を保護者に確認の上、登校の判断をする。登校すべきでない判断した場合の出欠の扱いについては、「非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰することができない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日」として扱うことができる。また、指導要録上も「欠席日数」の欄ではなく、「出席停止・忌引等の日数」の欄に記入を行う。

4 保護者等から感染が不安で休ませたいと相談があった場合

(1) 原則として、欠席とする。

(2) 保護者から欠席させたい事情をよく聴取し、学校所在地の感染状況や学校で講じる感染症対策について十分説明し、理解を得るよう努める。

※どうしても保護者等の理解を得られない場合は、市教委まで連絡ください。

(3) (2)をした上で、生活圏において感染経路が不明な患者が急激に増えている地域で、同居家族に高齢者や基礎疾患がある者がいるなどの事情があって、他に手段がない場合など、校長が合理的な理由があると見なす場合は、指導要録上「出席停止・忌引等の日数」の欄に記入し、欠席とはしないなどの柔軟な取扱いも可能とする。

以上のほか、「新型コロナウイルス感染症に係る教職員の服務や園児児童生徒の出席の取り扱いについて（令和3年11月12日改訂）」を参照すること。

【教職員の感染症対策】

教職員においては、児童生徒等と同様、基本的な感染症対策に取り組むほか、飛沫を飛ばさないよう、マスクを着用する。また、毎朝の検温や風邪症状の確認などの健康管理に取り組むとともに、風邪症状が見られる場合は自宅で休養する。

教職員の安全を確保するとともに教職員から児童生徒等への感染を防ぐ観点から、希望する教職員が新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種を受けることは重要。また、教職員については、休みをとりやすい職場環境も重要。

具体的には、急遽出勤できなくなる可能性も想定して、教職員間で業務の内容や進捗、学級の状況等の情報共有を日頃から行うことや、教職員が出勤できなくなった場合の指導体制等の校務分掌について検討を進めることなどの工夫も有効。

(別紙2)

各学校行事における工夫の例

各学校の実態に応じて、適切に判断すること。

◆儀式的行事（着任式・離任式、新入生との対面式など）

- ・離任者や上級生などのメッセージについては、校内放送（音声や映像など）を活用したり、学校だよりに掲載したりする など

◆文化的行事（学習発表会、音楽会、クラブ発表会、文化祭など）

- ・小グループやパートごとの練習を基本とし、全員で集まって練習する機会はリハーサルのみとする など
- ・学年ごとの発表を映像や音声にとり、校内放送で流す など

◆健康安全・体育的行事（健康診断、避難訓練、運動会など）

- ・令和3年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響により実施体制が整わない等、やむを得ない事由によって6月30日までに健康診断を実施することができない場合は、令和3年度末日までの間に、可能な限りすみやかに実施すること。
 - ・健康診断の実施に当たっては、感染症対策の観点で、3つの条件（密閉、密集、密接）が同時に重ならないよう、日程を分けて実施するなどの工夫をすること。（「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～（2021.11.22Ver.7）」のP58、別添資料4、「新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえた学校保健安全法に基づく児童生徒等及び職員の健康診断の実施等に係る対応について（令和3年3月1日付け事務連絡）」）参考
 - ・避難訓練や引き渡し訓練、防犯訓練などについて、各教室で事前指導を十分に行い、時間をかけずに実施できるようにする など
 - ・運動会（体育大会）は半日開催とするなどの工夫が必要。また、地域の感染状況等も踏まえ、必要に応じて運動会等の延期など実施時期について検討する など
- ※児童生徒が密集する運動や、児童生徒が近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い運動については、安全な実施が困難である場合は、実施を見合わせる
- ※開閉会式での児童生徒の整列、児童生徒による応援、保護者等の参観、児童生徒や保護者が昼食をとる場所等についても、一度に大人数が集まって人が密集しないような工夫をするとともに、保護者等に対しても、手洗いや咳エチケット等の基本的な感染症対策を行う

◆遠足・集団宿泊的行事、旅行・集団宿泊的行事

- ・バス等による移動に際して、車内の換気に十分留意し、マスクを着用し、余裕をもって座れるようにする など
 - （「バスにおける新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン（第6版）」公益社団法人日本バス協会（令和3年11月30日））参考
- ・当面の措置として、修学旅行を取り止める場合においても、その教育的意義や児童生徒の心情等に配慮し、中止ではなく延期扱いとすることを検討する など
- ・修学旅行等の実施については、「令和3年度 修学旅行等実施基本指針（丹波篠山市教育委員会）」に基づいて実施する。また、感染症対策については、一般社団法人日本旅行業協会等が作成した「旅行関連業における新型コロナウイルス対応ガイドラインに基づく国内修学旅行の手引き」（第5版 令和3年11月22日）等を参考にしつつ、旅行事業者等と連携してそれぞれの実情に応じて行うこと。その他、遠足・集団宿泊的行事、旅行・集団宿泊的行事を実施するに当たっても、上記手引き等を参考にする など

◆勤労生産・奉仕的行事（校内美化活動や地域清掃など）活動

- ・大掃除について、日頃の清掃指導を徹底し、回数等を精選する
- ・校外活動については、一斉ではなくグループに分かれて時期や場所をずらして実施するなど

(別紙3)

熱中症事故の防止について

●熱中症事故の防止について

児童生徒等の健康確保のため、気象状況等に留意して、こまめに水分補給を行わせるとともに、扇風機やエアコン等の空調設備を適切かつ柔軟に使用し、熱中症防止に努めること。

(熱中症の予防法)

- 水分をこまめにとる
- こまめに休憩をとる
- 涼しい(風通しのよい)服装
- 日傘・帽子・冷感タオル(クールネックタオル)などの使用
- ミストシャワーの使用
- 扇風機やエアコンなどの空調設備の使用
(換気等と併せて、エアコンの温度調整)
- 荷物を減らす工夫(ノーカバンデーの設定 など)



●熱中症事故防止に係るマスクを着用しない場合の対策について

十分な身体的距離が確保できる場合はマスクの着用は不要。また、気候の状況等により、熱中症などの健康被害が発生するおそれがある〔気温・湿度や暑さ指数(WBGT)が高い〕と判断した場合はマスクを外すよう指導する。小学生など、自分でマスクを外してよいかどうか判断が難しい年齢の子供へは、気温・湿度や暑さ指数(WBGT)が高い日に屋外でマスクを外すよう、積極的に声をかけるなどの指導を行う。その際、人と十分な距離を確保し、近距離での会話を控えることについても指導する。ただし、熱中症が命に関わる危険があることを踏まえ、熱中症への対応を優先させること。

※マスクの取り外しについては、活動の態様や児童生徒等の様子などを踏まえ、現場で臨機応変に対応することが重要。

※児童生徒等本人が暑さで息苦しいと感じた時などには、マスクを外したり、一時的に片耳だけかけて呼吸したりするなど、自身の判断でも適切に対応できるように指導する。

(暑さ指数(WBGT)は、環境省熱中症予防情報サイト

https://www.wbgt.env.go.jp/wbgt_data.phpで提供)

熱中症予防参考資料

環境省 熱中症予防情報サイト <https://www.wbgt.env.go.jp/>

熱中症環境保健マニュアル2018

https://www.wbgt.env.go.jp/heatillness_manual.php

厚労省 <「新しい生活様式」における熱中症予防行動のポイント>

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_coronanettyuu.html

その他参考資料

学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル

～「学校の新しい生活様式」～(2021.11.22 Ver.7)

https://www.mext.go.jp/content/20211122-mxt_kouhou01-000004520_4.pdf

学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル

～「学校の新しい生活様式」～(2021.11.22 Ver.7)別添資料

https://www.mext.go.jp/content/20211122-mxt_kouhou01-000004520_5.pdf